

美浜町告示第64号

美浜町トイレトラック貸出しに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美浜町（以下「町」という。）が所有し、管理するトイレトラックについて、公務不使用時における有効活用を図るため、トイレトラックの貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 トイレトラックの貸出しの対象となる者は、主に町内を活動場所とし、次の各号のいずれかに該当する公益活動を行う非営利団体とする。ただし、当該活動が、公序良俗に反するもの、政治活動を目的とするもの又は宗教活動を目的とするものと判断される場合は、対象としない。

- (1) 防災活動、防犯活動及び交通安全活動
- (2) スポーツ活動、文化活動及びイベント活動
- (3) 環境美化活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるもの

(使用区域)

第3条 トイレトラックの使用区域は、原則として町内とする。

(貸出申請)

第4条 トイレトラックの貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、美浜町トイレトラック貸出許可申請書兼誓約書（様式第1号）に必要な事項を記載の上、次に掲げる書類を添えて、使用開始日の7日前までに町長に提出するものとする。

- (1) トイレトラックを運転する者（以下「運転者」という。）の運転免許証の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(運転者の責務)

第5条 運転者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他関係法令（以下「道路交通法等」という。）を遵守し、安全運転を徹底しなければならない。

(貸出許可)

第6条 町長は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、トイレトラックの貸出しを許可し、美浜町トイレトラック貸出許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 町長は、前項の許可を行う際、管理上必要な条件を付することができるものとする。

(貸出期間)

第7条 トイレトラックの貸出期間は、イベント等で実際に使用する日のほか、借受け及び返却に要する日を加え原則7日以内とする。ただし、町長が必要と認める場合は、貸出期間を延長できるものとする。

(貸出許可の取消し)

第8条 町長は、貸出しの許可を受けた者(以下「借受者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの許可を取り消し、現に貸出中の場合であっても、その貸出しを中止することができる。この場合において、その取消しにより借受者又は第三者に損害が生じても、町の責めに帰すべき事由による場合を除き、町は責任を負わない。

- (1) 災害その他緊急かつやむを得ない事由により、トイレトラックを公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 故障等の理由により、トイレトラックを貸出すことができなくなったとき。
- (3) 借受者が、トイレトラックの使用中に道路交通法等又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 借受者が、偽りその他不正の手段により貸出しの許可を受けたとき。

(注意事項)

第9条 借受者は、トイレトラックの利用者の態様に応じた注意喚起等を行い、利用者の安全に配慮しなければならない。

(費用の負担)

第10条 トイレトラックの貸出しは、無料とする。ただし、トイレトラックの使用に係る次に掲げる費用については、全て借受者の負担とする。

- (1) 運搬及び設置に係る費用
 - (2) 電気代、燃料代、水道代、トイレットペーパー等の消耗品に係る費用
 - (3) 汚水タンク内のし尿のくみ取り及び清掃並びにトイレ室内の清掃(以下「し尿の処理等」という。)
- 2 借受者に過失のある場合におけるトイレトラックの故障等については、その修繕に要する費用は、全て借受者において負担するものとする。
- 3 前2項に掲げるもののほか、必要な費用の負担については、町と借受者においてその都度協議するものとする。

(転貸等の禁止)

第11条 借受者は、トイレトラックを第三者に転貸し、又は営利を目的とする行為に使用してはならない。

(貸出し及び返却)

第12条 借受者は、町長が定めた日時及び場所においてトイレトラックの貸出しを受け、これを返却するものとする。

- 2 借受者は、トイレトラックを返却するときは、使用した相当分の燃料の補

給及びし尿の処理等を行い、美浜町トイレトラック貸出報告書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

- 3 前2項の貸出し又は返却に当たっては、町の職員の確認を受けなければならない。

（事故等の対応）

第13条 借受者は、トイレトラックの使用中に交通事故等が発生したとき又は道路交通法等に違反したときは、道路交通法等に定められた措置をとるとともに、直ちに町に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の指示を受けた後、借受者は速やかに、美浜町トイレトラック事故等報告書（様式第4号）に町が指示する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- 3 借受者は、町の承諾なく交通事故等の示談交渉を行ってはならない。

（損害賠償）

第14条 借受者は、交通事故等の示談交渉を町が行うに当たっては、当該交通事故等が早期かつ円満に解決できるよう町の指示に従い、誠意をもって協力しなければならない。

- 2 町長は、借受者の交通事故等による損害賠償費用、借受者が故意若しくは過失によりトイレトラックを毀損し、若しくは亡失したことによる現状復帰費用又は借受者が道路交通法等に違反したことにより生じた費用を負担したときは、次に掲げる費用を除き、当該費用を借受者に求償するものとする。

(1) 町が加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険で補填される費用

(2) 町の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償費用

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月26日から施行する。